

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う対応について

(平成20年12月22日島会甲第2777号県警察本部長通達)

本県警察における事務及び事業活動を対象とした環境影響に考慮した取組みについては、環境管理実行計画について（平成20年5月19日付島会甲第1223号本部長通達）に基づき推進しているところであるが、平成20年12月12日地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第67号。別添1）の一部が施行され、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関する規定が追加されることとなり、下記事項を踏まえ、環境負荷の軽減及び行政コストの削減により一層推進されたい。

記

1 改正内容

(1) 事業活動に伴う排出抑制等（法第20条の5関係）

事業者は、事業の用に供する設備について、事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないとされた。

(2) 日常生活における排出抑制への寄与（法第20条の6関係）

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないとされた。

(3) 排出抑制等指針（法第21条関係）

主務大臣は、法第21条の規定に基づき「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成20年内閣府外告示第3号。別添2）を平成20年12月12日公布し、第20条の5及び第20条の6の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表した。

2 留意事項

(1) 都道府県の警察機関は、法第20条の5及び第20条の6に規定する事業者に該当することから、各所属にあつては、指針を踏まえ、警察活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等に努めること。

(2) 警察所管法令等に基づき県警察が監督している事業者は、法第20条の5及び第20条の6に規定する事業者に該当するものであり、関係所属にあつては、指針を踏まえ、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等を努めるよう、所管する事業者を指導すること。

別添 〔略〕